

## 貧しい人々との連帯

——カトリック教会における新しい問題意識の覚醒——

(下)

ハンス・ユルゲン・マルクス

### 3. 教導権の再出発

第二ヴァチカン公会議は教会に「時のしるし」を探求して、「福音の光のもとにそれを理解する義務」をあらたに悟らせた。<sup>59)</sup> その結果、第三世界の各地において新しい神学的運動が起こった。この運動は神学研究の政治的、社会的、経済的、および文化的状況、ないしはコンテクストを最も重要な「時のしるし」とみなしていることから「コンテクストの神学」(contextual theology)と総称されるようになった。もちろん、この神学は各地の異なった状況に応じてかなりの多様性を示しているが、第三世界の貧しい人々や抑圧されている人々との連帯を全教会にとっての最優先事項と考える点では一致しているのである。<sup>60)</sup>

およそ15年前からラテンアメリカに広まっている「解放の神学」(teología del la liberación)は以上の「コンテクストの神学」への最初の試みであり、数百年来のカトリック伝統の上に立脚しているため、特別注目するに値しよう。<sup>61)</sup> 事実、ローマ教皇庁の教理聖省は1984年9月、『解放の神学の若干の問題に関する指示』を公布して、<sup>62)</sup> その中でラテンアメリカの神学者の一部にみられる福音の世俗主義的解釈とマクス主義への傾きを厳しく批判しながらも、<sup>63)</sup> 「解放の神学」そのものの根本的関心事を認めたのである。<sup>64)</sup> 教理聖省は、とりわけこの神学の実践的前提となっている「貧しい人々のための優先的決断」を再確認し、<sup>65)</sup> また今日の「社会問題

の世界的な規模」を力説している。<sup>66)</sup> さらに教理聖省は、教会に特殊固有な使命の超越的目標を強調しながらも、この世における人間解放のための活動もその中に含まれていることを認めている。<sup>67)</sup>

本稿では「解放の神学」そのものについて論ずるつもりはないが、教理聖省があらたに指摘した以上の三点が第二ヴァティカン公会議以来、教導権によって、機会あるごとに、ますます緊迫した調子で繰り返されてきたことを示したい。したがって、以下まずいわゆる「貧しい人々のための優先的決断」を明らかにし、ついで教導権がどのように「社会問題の世界的な規模」を力説しているかを示し、最後に「教会特有の使命」に関する教導権の見解を紹介したい。その際、各節の中で第二ヴァティカン公会議に出発点を置き、ついでローマ教皇およびシノドス（世界司教代表会議）の主要な声明文に注目したい。さらに教理聖省が前述した指示の中で中南米司教会議の声明文の重要性をあらたに指摘したため、<sup>68)</sup> それにも触れてみたい。

### 3. 1. 貧しい人々のための優先的決断

教理聖省も指摘するように、「貧しい人々のための優先的決断」(opción preferenzial por los pobros) は 1968 年、コロンビアのメデリンで開かれた第二回中南米司教会議（以下、メデリン会議）によってはじめて表明され、1979 年、メキシコのプエブラで開かれた第三回中南米司教会議（以下、プエブラ会議）によって再確認されたのである。<sup>69)</sup> それゆえ、「貧しい人々のための優先的決断」という表現自体はラテンアメリカの教会に特有なものであろうが、その中に現れてくる新しい問題意識は、明らかに第二ヴァティカン公会議にさかのぼり、その後の教導権の発言に共通しているものである。<sup>70)</sup>

『現代世界憲章』の冒頭で述べられているように、「現代人の喜びと希望、悲しみと苦しみ、とりわけ、貧しい人々とすべて苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、悲しみと苦しみでもある。』<sup>71)</sup> つま

り、ここでは教会が特に貧しい人々と連帯するといわれているのであるが、『教会憲章』はその理由を以下のように示している。

「キリストが貧困と迫害のうちにあがらないのわざを完成されたように、救いの成果を人々に分かつためには教会も同じ道を歩くよう招かれている。……キリストが父からつかわされたのは、『貧しい人々に福音をもたらし、心の傷ついた人々をいやし』（ルカ 4・18）、『失われたものを捜して救う』（ルカ 19・10）ためである。同じく教会も、人間的弱さに苦しむすべての人を愛をもって包みさらに貧しい人や苦しむ人のうちに貧しく苦しんだその創立者の姿を認め、かれらの欠乏を和らげるよう努め、かれらのうちにキリストに仕えようと心がける。』<sup>72)</sup>

それゆえ、司教たちは貧者や弱者に特別な配慮を示さなければならない。<sup>73)</sup> また、すべてのキリスト者もそのような人々を助けるべきであり、『貧しいラザロのことを少しも顧みなかった金持ちにならなくてはならない。』<sup>74)</sup> すでに教父たちは貧しい人々を助ける義務を力説しているのであり、「しかも、それは自分にとって余分なものを与えるだけではじゅうぶんでない」ことを教えた。<sup>75)</sup> それゆえ、公会議はあらゆる人々や諸機関に、次の教父たちの言葉を想起させる。「飢え死にしそうな人に食べ物を与えなさい。彼に食べ物を供しないならば、きみが彼を殺したのだ。』<sup>76)</sup> いずれにせよ、すべてのキリスト者は「キリストご自身が貧しい人々の中において大声でその弟子たちの愛に訴えていることを自覚しなければならない」と公会議は力説しているのである。<sup>77)</sup>

同様にパウロ六世は回勅『ポプロールム・プログレシオ』（1967年）の中で「どうかキリストとともにありたいと望むすべての人びとが、キリストのこの呼びかけに耳を傾けてくださるように」と訴えている。<sup>78)</sup> また、書簡『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』（1971）の中で教皇は個人主義的権利主張を厳しく批判しながら次のように述べている。

「福音の教えは、私たちに愛徳を命じています。また、貧者に特別な敬意を払うこと、社会の中で貧者のために特別な場を設けること、さらに、恵

まれた人々は他の人々のために自分の持ち物の一部をおしみなく分け与えることを教えています。』<sup>79)</sup>

以上の福音的精神に鼓舞された連帯を人間どうしの間、また社会全体の中で推進することは常に教会の社会教説の目的であった、と教皇は力説している。<sup>80)</sup>

ヨハネ・パウロ二世は最初の二つの回勅の中で前任者の以上の見解を繰り返している。<sup>81)</sup> 教皇によると、正義だけでは足りない。貧者をあわれむ愛が正義に加わらなければならない。<sup>82)</sup> また、メキシコ訪問中(1979年)、教皇はインディオの原住民を前に感動的な演説を行い、教皇としての自分の優先事項を次のように表明した。「現教皇は、あなたがたの声であること、語りえない人々の、あるいは黙らされた人々の声であることを選びます。』<sup>83)</sup> さらに、その地のスラム街で行われた演説の中でも次のように語っている。

「私がこの出会いを切に望んだのは、あなたがたとの連帯を感じているからであって、また、私が貧しいあなたがたに特別な関心を寄せなければならないからです。……教皇があなたがたを愛しているのは、あなたがたが神から優先的に愛されているからです。』<sup>84)</sup>

また、ブラジル訪問中(1980年)、教皇はその地の司教会議に対して「貧しい人々のための優先的決断」は排他的であってはならないと述べる一方、その積極的意味を次のように説き明かした。

「それは小さい者や弱い者との、また、苦しんで泣いている人々との、そしてまた、卑しめられ生活や社会の周辺に追いやられた人々との特別な連帯への招きであります。』<sup>85)</sup>

さらに、サンパウロの労働者に対してこの決断は「キリスト教的な決断であって、しかし同時に、真の共通善を志す社会の決断でもあります。』<sup>86)</sup> と述べた。

以上の決断は前述のメデリン会議においてはじめて表明されたのである。メデリン会議が力説しているようにこの決断は教会に二重の課題、す

なわち献身と告発とを求めている。教会は貧者に献身し、彼らの悲惨な状況を改善しようと心がける一方、その状況に責任をもつ人々および政治的、社会的、経済的諸構造を告発しなければならない。<sup>87)</sup> プエブラ会議は「貧しい人々のための優先的決断」を全面的に再確認する一方、<sup>88)</sup> 預言的告発の義務をいっそう強く説いている。なぜなら、メデリン会議以来、貧困や抑圧の状況が急激に悪化してきたからである。<sup>89)</sup> 司教たちはラテンアメリカのこうした状況を次のように劇的に描いている。「私たちの大陸の深淵から天に向かって叫びが上がる。それはますます大きく、ますます激しくなる。この叫びは正義、自由および基本的人権の尊重を求めて苦しむ民の叫びである。」この叫びはメデリン会議の頃には「まだ弱かったかもしれないが、今やそれは明瞭であり、ますます高く、ますます激しくなり、時には脅威にも満ちている。」<sup>90)</sup> この描写はすでに貧困と抑圧の問題の世界的な規模を暗示している。

### 3. 2. 社会問題の世界的な規模

パウロ六世は回勅『ポプロールム・プログレシオ』の中で歴代諸教皇の社会問題についての教えをふり返って、「今日ではこの社会問題が世界的な規模のものとなっている」と指摘している。<sup>91)</sup> 同様にヨハネ・パウロ二世は1981年、回勅『働く事について』のはじめで社会問題の新局面を説き明かしている。

「過去においては『階級』の問題が社会問題の中心として特に脚光を浴びたのに対し、現代に近づくにつれて『世界』の問題が強調されるようになっていきます。こうして階級の領域だけでなく、世界の不公平と不正義の領域が取り上げられて考えられるようになり、その結果、現代世界における正義の実現に向かう道に横たわる課題の階級的広がりだけでなく世界的広がりを取り上げられて考えられるようになりました。」<sup>92)</sup>

以上の新しい問題意識は第二ヴァチカン公会議の『現代世界憲章』の中にはじめて現れた。公会議はその中で福音の光のもとに理解されるべき

「時のしるし」の一つとして、北半球の先進諸国と南半球の低開発諸国との間にますます深くなっていく対立を指摘し、<sup>93)</sup> 「それは世界の平和を危険におとしめることができる」と警告している。<sup>94)</sup> さらに福音の光のもとに理解された場合、この対立は「スキャンダルであり、社会正義、平等、人間の尊厳、社会的および国際的平和に反する」<sup>95)</sup> とも述べている。そこで公会議は教会の伝統的社会教説を引き合いに出し、世界的な規模におけるその適用を要求している。

なお、「共通善」(bonum commune)は伝統的社会教説の中心的理念であり、公会議が再確認しているように、それは「集団とその構成員とが、より完全に、いっそう容易に自己の完成に達することができるような社会生活の諸条件の総体」をいい、そのような共通善は「今日、ますます世界的な広がりをもつものとなり、その結果、人類全体に対する権利と義務を含むものとなった。」<sup>96)</sup> しかし、それと同時に「人間の尊厳」(hominis dignitas)も考慮されるべきであり、それは人間が神の似姿として造られ、キリストのあがないの血によって救われたことに基づくものである。<sup>97)</sup> そのような人間は「あらゆる物にまさるもの」であり、それゆえ「事物の秩序は人間の秩序に従属すべきであって、その反対であってはならない」ということになる。<sup>98)</sup>

ラテン語の原文はみごとに *ordo personarum* (人間の秩序)と *ordinatio rerum* (事物の秩序)とを区別している。すなわち、人間はその人格的尊厳のゆえに「秩序」(*ordo*)を自分のうちにもち、事物はそれに則して「秩序づけられる」(*ordinatio*)べきなのである。この原理は『現代世界憲章』の軸をなしており、公会議が個々の社会内部の秩序について、また国際関係の秩序について述べていることは、すべてこの原理に基づいているのである。<sup>99)</sup>

パウロ六世は公会議の要望に答えて1967年、ローマ教皇庁に「正義と平和」委員会を設け、また各国の司教団のレベルでその支部の創設を命じた。教皇はこの委員会の任務を次のように定めた。

「すべての神の民に現代が彼らに要請している役割を十分に認識せしめ、それによってより貧困な諸民族の進歩推進と諸国家間の社会正義の確立に便ならしめ、さらに、低開発諸国を援助してそれらの諸国の自力による自国のための進歩を可能ならしめる。」<sup>100)</sup>

翌年、教皇が回勅『ポプロールム・プログレシオ』を公布したのは以上の任務課題の緊急性を訴えるためであった。教皇がその中で警告するように、低開発諸国の平和、国際平和、そして世界文明の未来は世界経済機構の改革にかかっている。<sup>101)</sup> 「世界は病んでいます。この病いの原因は……個人どうし、民族どうしの兄弟愛の欠如のうちにあるのです。」<sup>102)</sup> また、教皇によると世界情勢は根本的に変化してきている。以前は宣教師やその他のパイオニアの福祉活動が第三世界の貧しい人々の状況にある程度まで改善できたが、これからはこうした個人的なイニシアティブではもはや十分に事にあたることはできず、諸国家間の連帯に基づいた新政策が必要であり、この任務はまず富める先進諸国が負わなければならないのである。<sup>103)</sup> 聖書の隣人愛の実践についての教え（マタ 25・31～46；ヤコ 2・15～16）や金持ちとラザロの譬え（ルカ 16・19～31）は今や世界的な規模で理解されるべきであろう。<sup>104)</sup>

教皇によると、特に従来 of 自由主義に基づいた国際通商関係は再検討を促される。なぜなら、現状のままでは「貧しい国はますます貧困になり、富める国はますます富裕になる」からである。<sup>105)</sup> すでに教皇レオ十三世が回勅『レールム・ノヴァールム』の中で述べたように、賃金契約の当事者があまりにも不平等な条件のもとにあるときは、契約の公正を保証するには、そこでなされた合意だけでは十分でなく、共通善を考慮してより力のある者は力のない者に譲らなければならない。<sup>106)</sup> パウロ六世によれば、同じ原理が国際的通商条約にも当てはまるとされる。つまり「自由貿易は社会正義の要請に従って行われるとき、はじめて公正なものとなる」のである。<sup>107)</sup>

『レールム・ノヴァールム』公布 80 周年を迎えて、教皇はもう一度以上

の問題の緊急性を訴え、「もし、人が機会を逸せば、また、新しく登場する社会問題に注意しなければ、平和的解決の希望が断たれてしまうような重大な問題にまで発展しかねない」と警告している。<sup>108)</sup>

教皇は1971年に開かれたシノドスに以上の問題についてのさらなる検討を求めた。<sup>109)</sup> それを受けて司教たちは『世界における正義』と題する文書を公布し、その序文の中で次のように述べている。

「もとより、世界情勢を厳密に分析することは私どもの仕事ではないが、少なくとも深刻な不正義の実情を認識することは十分できる。……暴力に虐げられ、不公平な組織や構造に抑圧されている人々の叫びに耳を傾け、また、かたくなまでに創造主の計画に反している世界の訴えを聞くにつけ、私どもは貧しい人に良き知らせを伝え、抑圧されている人に自由を与え、悩める人に喜びを与えることによって、世界の中心に存在すべく教会の使命を認識しあつたのである。」<sup>110)</sup>

司教たちによると、国際社会の危機は連帯の深刻な危機であり、その結果分裂的力が増大し、その一つである軍拡競争は「貧しい人々をますますみじめにし、強いものをいっそう富ませている。」<sup>111)</sup> さらに、経済開発に対する50年代以来の希望も空しい望みに終わってしまった。世界の富、投資、貿易の四分之三をわずか三分の一の人の手中に置くという不平等な現実や人間の尊厳という伝統的理念が集団的、国際的レベルであらたに理解されることを求めている。<sup>112)</sup> さらに、教会はさまざまな形の圧迫や、国内、国際社会の歪曲された性格のゆえに不正義の犠牲者となっている声なき人々や国々の弁護者とならなければならない。<sup>113)</sup> そのため、まず教会はみずから新しい連帯の生きたしるしとならなければならない。言い換えれば、教会は「自分自身の生活の中に霊的交わりと人的、物的資源の分かち合いによって、富める国の教会と貧しい国の教会との間により密接な協力を示さなければならない。」<sup>114)</sup> 最後に、司教たちは諸国家間の協力のためにいくつかの指示を与え、その第一の指示の中で、「世界的な秩序は人間の侵すべからざる権利と尊厳に根ざして」いなければならないと言っている。<sup>115)</sup>



パウロ六世は1974年に開かれたシノドスに、福音宣教と社会正義との関係を検討することによって、教会特有の使命を明らかにするよう求めたが、後述のような意見対立があったためシノドスは正式な文書の作成ができなかった。<sup>116)</sup> 他方、シノドスは教皇自身によって準備された『人権と和解についての宣言』を発表し、その中であらためて国際的連帯を要求するとともに、「少数の国や多国籍企業的手中における経済的権力の集中」を断罪している。<sup>117)</sup>

同様にヨハネ・パウロ二世も、すでにその就任回勅の中で、「さまざまな経済的圧力をもって、世界の経済を支配している財政、金融、生産、商業などの機構や仕組み」についての再検討を求めている。なぜなら、現状のままではそれらの機構や仕組みが「絶えず、悲惨な地域を拡大し、そのために不安、挫折、苦悩が広まるもとになっている」と考えているからである。<sup>118)</sup>

『レールム・ノヴァールム』の90周年に当たって、教皇は労働の問題を国際的レベルで討議し、間接雇用者概念を導入した。それは「いろいろな人々や機関を含み、また、その人々や機関によって設定される労働協約や行為準則で社会経済体制の全体を規定し、あるいは体制全体の結果であるようなもの」を含むと説明している。<sup>119)</sup> 教皇によると、この概念はすべての社会、なかんずく国家に適用されうるものであるが、今日の国際経済関係の問題と関連して、とりわけ先進諸国や多国籍企業に適用されるべきである、と考えられている。つまり、先進諸国や多国籍企業は低開発諸国の原材料や半製品にできる限り低い価格をつけ、一方では自分の製品にできる限り高い価格をつける。このことは相手諸国の労働活動と労働者の状況に明らかに影響をもたらしている。つまり、それらの国々の直接の雇用者は—それが個人であれ、国家であれ—このように条件づけられた世界経済組織のうちに置かれており、労働者が必要とする客観的水準以下に労働条件を抑えることになろう。教皇が力説するように、そのような不正義については間接雇用者には重大な責任があり、特に先進諸国のキリスト者はこ

の責任を十分自覚しなければならない。<sup>120)</sup> もちろん、世界経済組織の抜本的な改革は先進諸国にとって、おそらく、生活の物的水準の減退や低下をもたらすことになるであろう。しかしまた、「屈辱的・不当な貧困の中で今日生きている幾百万もの人々には苦難の緩和と希望をもたらす」ことにもなりえようと教皇は指摘している。<sup>121)</sup>

メデリン会議は、はじめて以上のような低開発諸国と先進諸国との相互の依存関係の分析を試みた。<sup>122)</sup> 司教たちによると、中南米諸国の貧困と北半球の先進諸国の富裕との間には明確な因果関係があり、一方は他方の副現象にすぎない。それゆえ、司教たちは先進諸国の教会に連帯を求め、自国でそのような問題についての意識を深めるよう促している。<sup>123)</sup> プエブラ会議は以上の分析を繰り返し、<sup>124)</sup> また、メデリン会議以来、富める国と貧しい国との間の格差は縮まることも均衡がとれることもなく、いっそう広がって自国の損害となっていることを強く訴えている。<sup>125)</sup> それゆえ、司教たちはあらためて「連帯と正義の人的価値に基づいた新しい国際的秩序の確立」の緊急性を強調し、<sup>126)</sup> また、教会が「強い国に対して、弱い国の声となる」よう求めているのである。<sup>127)</sup>

### 3. 3. 教会特有の使命

プエブラ会議はメデリン会議以来 10 年間にふり返り、貧者に対する全教会の献身が増えたこと、また、貧者自身も積極的に状況の改善のために活動し始めたことを賞讃する一方、多くのところで教会の新しい姿勢が政治的迫害や暴力的な圧迫を招いたこと、また、教会内部においても緊張や対立をもたらしたことを指摘している。特に経済的権力をもつ少数のエリートはみずから教会から見捨てられたかのように感じ、教会が彼らに対する「霊的使命」を裏切ったと批判している。<sup>128)</sup>

司教たちによるとラテンアメリカのキリスト者には消極主義者 (passivistas) と活動主義者 (activistas) との両極端がみられ、前者は福音の社会生活との関わりを否定して教会の使命を霊的、宗教的な領域に限定

しようとし、後者は福音をまったく世俗的に解釈して教会の使命を人間向上のための活動に限定しようとする。<sup>129)</sup> 教理聖省も前述した指示の中でこの対立に触れて、どちらも福音の精神に反すると指摘している。さらに、福音の政治的側面を認めながらも、<sup>130)</sup> それは第一義的でも排他的でもないと言説している。<sup>131)</sup> 教理聖省のこの答えは第二ヴァティカン公会議以来の教導権の立場を忠実に反映しているといえよう。

公会議は宗教または教会の干渉に対する政治、社会、経済、科学、技術などの「地上の諸現実の自主」(rerum terrenarum autonomia)を次のように確認している。「地上の諸現実の自主ということが、被造物や社会そのものが独自の法則と価値をもっており、人間はそれをしだいに発見し、利用し、調整していくものと解するならば、それを要求することは当然のことである。」<sup>132)</sup> と。公会議がさらに述べるように、教会に託された「固有の使命は政治・経済・社会の分野に属するものではない。キリストが教会に指定した目的は宗教の領域に属する。」<sup>133)</sup> それゆえ「政治共同体と教会はそれぞれの分野において互いに自主独立である。」<sup>134)</sup>

教会の宗教的使命は人間の超越的目標を明らかにすることであり、それゆえ、また人間の尊厳を保護することである。すなわち、「統一であり、全体である人間、肉体と霊魂、心と良心、思想と意志を備えた人間こそ」教会の使命の中心に立っていて、<sup>135)</sup> この人間の地上的生活と超越的目標が互いに関わり合っているのである。

「新しい地に対する期待は、現在のこの地を開拓する努力を弱めるものであってはならず、かえってそれを励ますものでなければならない。この地上において、すでに新しい世をいくらか予表している新しい人類家族の共同体が育っている。したがって、地上の進歩はキリストの国の発展とははっきり区別されなければならないが、人間社会の向上に寄与することができる限り、神の国にとっても重要なのである。」<sup>136)</sup>

それゆえ、教会の使命は宗教の領域に属するとはいえ、この宗教的使命そのものから人間共同体の建設に貢献し、なにかんずく、社会的、経済的連

帯を促進させる任務が出てくる。事実、多くのキリスト者は宗教生活を単なる祭典の行事と若干の道徳的義務の遂行にすぎないと考えがちであるが、公会議によると、こうした「信仰と日常生活の離反は現代の重大な誤りの一つ」であり、また、預言者とイエススの教えに反するスキャンダルである。「世俗的義務を怠るキリスト者は隣人と、さらに神自身に対する自己の義務を怠り、自己の永遠の救いを危うくする」と公会議は警告している。<sup>137)</sup>

パウロ六世は回勅『ポプロールム・プログレシオ』の中で以上の見解を再確認するに留めているのであるが、<sup>138)</sup> 1971年のシノドスは一步進めて、教会の使命を次のように規定している。

「正義のための活動と世界の改革への参加は、福音宣教の構成要素として一言い換えれば、人類の救いとあらゆる抑圧の状況からの解放のために遣わされた教会の使命の構成要素として一われわれの前に立ちはだかっている。」<sup>139)</sup>

この文章の経緯は興味深い。<sup>140)</sup> まず、準備委員会の原案に対する二つの修正に注意を向けよう。つまり、正義のための「戦い」(pugna)は「活動」(actio)となっており、<sup>141)</sup> また、「救い」(redemptio)というより伝統的表現が「解放」(liberatio)というより新しい表現につけ加えられているのである。この修正をもってシノドスは極端な水平主義の危険を避けようと意図したのであろう。事実、原案に向けられた批判の中で「水平主義」(horizontalism)という表現はしばしば見られた。<sup>142)</sup>

シノドスのあとは、特に「構成要素」(ratio constitutiva)という表現の意味について活発な議論が起こった。もともとフランス語で書かれた原案の中では une dimension constitutive (不定冠詞!) となっていて、英語、スペイン語の訳はそれと一致している。ところがイタリア語の訳では不定冠詞の代わりに定冠詞が用いられ、ドイツ語の訳では「本質的要素」となっている。<sup>143)</sup> こうした翻訳の食い違いは、すでに議論の主要な問題要素を暗示している。つまり、ドイツ語そして特にイタリア語の訳に従えば、正義

のための活動と世界の改革への参加は福音宣教ないしは教会の使命の本質的な課題であり、極端に解釈するならば、それは教会の唯一の課題であるとさえ言える。ところが、本来の原案の表現に従えば、正義のための活動と世界の改革への参加は福音宣教ないしは教会の使命の主要課題の一つであるが、それなしには教会が自らの使命を果たしているとは言えない、ということなのである。<sup>144)</sup> さらに、原案の起草者 B・コスマオの指摘によると、構成要素という表現が採択されたのは、正義のための活動がただ単に信仰から導き出された倫理的帰結であるばかりでなく、信仰そのものの信憑性の必須条件である、ということを強調するためであった。<sup>145)</sup>

パウロ六世も問題の文章にあまり満足しなかったようである。<sup>146)</sup> いずれにせよ、次のシノドスの開催にあたって、教皇は司教たちに対して、人間的向上と福音宣教との関係について「よりよい、より微妙な定義」を求めたのである。<sup>147)</sup> 既述したように、司教たちは以上のようなさまざまな対立のために正式な文書を作成することに失敗した。その代わりに、彼らは全教会に対するメッセージを發布し、また、シノドスの資料に基づいた文書の作成を教皇に依頼した。<sup>148)</sup> メッセージの中で司教たちは、「福音宣教と人間の全体的救い、もしくは完全な解放」との間には「密接なつながりがある」ことを認め、また、「教会は不正義の社会的、経済的諸構造に定着した罪の社会的結果を取り除くために貢献すべきである」と述べている。しかし、彼らがさらに述べるように、教会は解放が「ただ単に政治的、社会的、経済的領域に限定されることなく、罪からの、また個人的、集团的利己心からの完全な自由をもたらし、そしてまた、神と人類兄弟との完全でかつ超越的な交わりへと導くものとなるよう」心がけるべきであるとも述べている。<sup>149)</sup>

パウロ六世はシノドスの依頼に応じて、1975年、『福音宣教』と題する使徒的勧告を發布した。<sup>150)</sup> その中で教皇は、まず福音宣教の宗教的、超越的内容と目標を指摘してから、<sup>151)</sup> 次のように述べている。

「もし福音宣教が、福音と人間の具体的な生活とのつながり、すなわち福

音と個人的および社会的な生活との絶えまない交わりを考慮に入れないならば、完全なものとはいえませう。福音宣教が人間各自の権利と義務、人間の成長に欠くことのできない家庭生活、社会生活、国際関係、平和、正義と開発などについて明らかなメッセージを扱うのは、こうした理由からであります。」<sup>152)</sup>

以上の原則を明らかにしたうえで、教皇は前回のシノドスの議題に移り、まず、「福音宣教と人類の進歩、すなわちその開発ならびに解放との間には深いつながり」があることを認め、ついで解放という新しい概念に注意を向けて、その正しい理解のために以下の二点を指摘している。第一の点は、それが「単に経済的、政治的、社会的または文化的な生活の領域に限定して」考えられるべきではないこと。第二の点は、それが「全人格を直視し、人間が志向する絶対者、すなわち神への関係をも含むべきもの」であるということである。<sup>153)</sup> どちらも福音宣教の欠くべからざる構成要素であるため「教会はその使命を宗教的分野にのみ制限し、人々の現世的問題をかえりみない」ということに甘んじるわけにはいかない。<sup>154)</sup> しかし同時に、教皇は霊的使命の優位を強調し、社会機構の改革よりは個々人の回心の方が大切であることを指摘している。<sup>155)</sup>

なお、『ポプロールム・プログレシオ』の中で教皇は国際社会機構の「真の革新的な改革」を求めているし、そのためみずからも具体策さえ提案し、<sup>156)</sup> その後もそれらの提案を繰り返した。<sup>157)</sup> ただし、教会特有の使命を論ずるにあたって、教皇は、特に晩年は宗教的、霊的な役割の優位を強調していた。教皇みずから指摘したように、それは「解放問題に熱心な信徒の中に教会の活動を政治、社会の次元に結集してしまう」傾向がしばしば見られるからである。その結果、「教会が宣言する解放のメッセージはその独自性を失って、イデオロギーや政治団体にも容易に左右される」ことになると教皇は警告しているのである。<sup>158)</sup> そのうえ、どのような解放であれ「もしその動機が愛における正義でなければ、またその熱意が真の霊的次元になく、その終局目的が神における幸福と救いでなければ、かかっている

理想に達することはできない」と教皇は確信しているのである。<sup>159)</sup>しかし、現代の世界情勢に対する教会の立場を論ずるにあたって、教皇は依然として強い見解を繰り返している。たとえば1974年のシノドスの結論をまとめて次のように言う。

「司教たちは何百万の信徒をも含めた多くの人々を代表してこの問題を訴えました。かれらは飢餓、持病、文盲、貧困、国際関係における不正義、とくに貿易上の不正、ならびにかつての政治的な植民地主義におとらない残酷な、経済的、文化的情況を強いる新植民地主義になやみ、生死の境にさまよいながら、全力をもって、これらの諸悪を克服しようと努めております。司教たちがくり返し述べたように、教会は、カトリック信徒を含めたこれら何百万人を解放する義務、この解放を始めさせる義務、それをあかす義務、それを完成させる義務をになっています。」<sup>160)</sup>

そして、解放を完成させるということは、解放のあらゆる現世的な企画を「教会が宣べ伝える救いの総括的計画の中に……組み入れる」ことであり、それらの企画を超越する終末的目標に向けて、絶えず人々の注意を喚起することなのである。<sup>161)</sup>

ヨハネ・パウロ二世は前任者よりもさらに強く教会の霊的、宗教的使命を説いて、自分独自の人格主義的人間学および人生体験に則してあらゆる社会機構に対する個人の優位を強調している。<sup>162)</sup>しかし、アクセントは多少移ったとはいえ、根本主張においては何の変化もない。<sup>163)</sup>たとえば、就任回勅の中で教皇は次のように述べている。

「この困難な道一すなわち経済生活そのものの諸構造の変革が不可欠である道一では、精神と意志と心の真の回心なしには容易に前に進めないでしょう。この任務は、自由で一致団結した人々と諸国民の断固たる行動を要求します。」<sup>164)</sup>

教皇は繰り返し「教会の使命が政治的、社会的でない」ことを強調してはいるが、<sup>165)</sup>同時にまた、前述したシノドス文章を引用し、「正義と人間向

上のための活動が教会の福音宣教使命の不可欠な要素である」とも述べている。<sup>166)</sup> 教皇によると、教会の使命は二つの展望をもっている。一つは終末論的展望であり、そこで人間はその終局的な目標を神のうちにもつ者として注目される。いま一つは歴史的展望であり、そこでこの同じ人間は現代世界におけるその具体的状況の中で理解される。福音宣教はこのどちらの展望もなおざりにしてはならない。したがって、「不正義が現れるような社会生活のすべての側面」を変化させることは福音宣教の志す一つの目的であると教皇は言う。<sup>167)</sup>

前述したように教皇は国際経済関係の抜本的な変化が緊急課題であることを繰り返して力説したのであるが、教皇によると教会の任務はこの変化が先進諸国にもたらす影響を科学的に分析することではない。しかしながら、人間の尊厳と諸権利への注意を促し、そのような尊厳と諸権利が侵害されている諸状況を断罪し、「人間と社会にとって真の進歩を確保する方法に前述の変化を導くことによって協力することが、いつも教会の役割」であると述べている。<sup>168)</sup> なおヨハネ・パウロ二世は前任者ほど積極的に解放という新概念を用いてはいないが、メデリン会議がこの概念を教会の用語に導入したことを評価している。<sup>169)</sup>

メデリン会議は、まず第二ヴァチカン公会議を引用して、「地上的進歩が神の国の発達とは明確に区別されるべきである」と認め、また公会議と同様に多くのキリスト者に見られる「信仰と日常生活の離反」を断罪している。<sup>170)</sup> 司教たちが指摘するように「ラテンアメリカは多くのところで不正義の状況に直面しており、それを制度化された暴力 (*violencia institucionalizada*) と呼ぶことができる。」<sup>171)</sup> 彼らによると、そのような状況に対して無関心である人はみずからそのために責任を負うことになる。<sup>172)</sup>

なお教会特有の使命についてメデリン会議は次のように規定している。すなわち、それは貧しい人々への献身と不正義の諸状況の告発だけであって、直接に状況変更のため活動するというのではない。<sup>173)</sup> メデリン会議



によると、教会は特に人々の回心のために努力すべきである。なぜなら「キリスト教的メッセージの独自性は直接に諸構造の変化の必要性を主張することにあるのではなくて、むしろ、のちにこの変化を促すような、人間の回心を強要することにある」からである。<sup>174)</sup> そして真の回心は、まず従来の個人主義的メンタリティを捨て、社会や共通善を配慮するような新しいメンタリティを育てることである。<sup>175)</sup>

同様にプエブラ会議もまた諸構造の変化に対する心の回心の優位を力説し、双方の関係を次のように説いている。「諸構造の変化は内的回心の外的表現である。」<sup>176)</sup> 司教達によると、教会はどちらにも貢献しなければならないが、直接に諸構造の変化のために働くことは聖職者や修道者の任務ではなく、一般信徒の任務であり、これはまた政治活動にもあてはまる。<sup>177)</sup>

事実、メデリン会議、そして特に1971年のシノドス以来、政治問題はラテンアメリカの教会内部で激しく論じられた難問であった。プエブラ会議はこの問題を解決するために二つの政治概念を区別した。一つは「最も広い意味における政治」(la política en su sentido más amplio)であり、国内、国際社会全体の基本的な諸価値間の調和—たとえば平等と自由との調和、また国家当局の権威と諸個人や諸団体の自主および参与との調和、あるいはまた、各国の主権と国際的連帯や共存との調和—を明確にすることが重大な課題である。さらに、社会関係の諸条件と倫理を論ずることも政治課題の一つである。教会およびその司牧者はそのような広い意味における政治に関心をもつ。もう一つの意味における政治は以上の基礎的政治課題の具体的な実現に関わっており、そのため通常、いくつかの団体が各々に固有の方針やイデオロギーに基づいた具体策を提案し、また実行に移すため互いに競争しあう。そのような意味における政治は「党派政治」(política de partido)と呼ぶことができる。それらの党派によって提唱されているイデオロギーは、たとえキリスト教信仰によって鼓舞されている場合でも、異なった結論に達することができる。したがって、どのような党派であれ、すべてのキリスト者を代表していると自己主張する権利はな

い。なおプエブラ会議によると、司教、司祭、修道者は何よりも先に教会一致の奉仕者であり、したがって党派政治は彼らの任務でなく一般信徒のそれであると結論づけられるのである。<sup>178)</sup>

以上の問題解決によると、教会特有の使命は広い意味における政治の領域に限定されている。この領域はもちろん社会、経済を含む。この領域内において教会は自己固有の預言的使命を全うする。この預言的使命は「告知」(anuncio)と「告発」(denuncia)とを含む。つまり、教会は国内、国際社会のあらゆるレベルにおける基本的人権を告知し、弁護する一方、それらの人権に反する政治的、社会的、経済的諸状況を告発し、断罪するのである。<sup>179)</sup>

プエブラ会議は、さらに教会の預言的使命と霊的使命の密接なつながりを示すために罪の問題をとりあげる。<sup>180)</sup> 罪は個人のレベルでは神と縁を切ることであるが、それは人間関係のレベルではまた利己心、傲慢、野心、ねたみのうちに具体的に現れてくる。それらの悪はすべてのレベルで不正義、支配、暴力を生み出し、また個人、団体、社会階級、民族の間の対立につながり、そしてまた、汚職、快楽主義、過剰なセックス、浅い人間関係などに広がる。こうした悪の結果、「罪の諸状況(situaciones de pecado)」が成立し、それらは世界的レベルで無数の人々を隷属させ、またすべての人々の自由に悪い影響を与える。われわれはこの罪から、すなわち人間の尊厳を破壊する罪から解放されなければならない。<sup>181)</sup>

以上のような総括的罪理解を前提として、プエブラ会議は人間の「全体的解放」(liberación integral)について語り、これを教会特有の使命とするのである。<sup>182)</sup> プエブラ会議はその文書の終わりに、絶えざる福音宣教の途上にある教会の理想像を描いている。すなわち、教会はまず何よりも先に「福音を受け入れた教会」(una Iglesia evangelizada)でなければならず、それは神の「みことばを行い、深め、かつ受肉せしめる」ことである。次に教会は「福音を宣べ伝える教会」(una Iglesia evangelizadora)でなければならない。それは「この神のことば、この良き知らせ、イエス・

キリストを生活の中で告げ知らせ、かつ祝うことである。」そのような教会はまた「聖霊においてキリストと人間への全き誠実さをもって新しい社会を建設するよう助けるのであり、そのために罪の諸状況を告発し、人々を回心へと招き、信徒に世界の改革のための活動を促す。」<sup>183)</sup>

#### 4. 結 論

本稿は神言会の新しい会憲の例を引いて、貧者や被抑圧者との連帯が、最近カトリック教会において最優先課題の一つとなっていることを指摘するところから論述を展開しはじめた(1)。本稿の主なねらいは、この新しい問題意識が決して小さな一修道会に限定されてはいないこと、また単なる最近の流行でもないことを明らかにしようとするところにあった。

それゆえ、まずキリスト教信仰の源泉に立ちかえり、貧困や抑圧が聖書の中でどのように評価されているかを検討してきた(2)。その際、ここ20年来カトリック教会の教導権によってよく引用されている箇所にも焦点を合わせたため、聖書の検討はやや不十分に終わったが、その反面、教導権の最近の立場が決して単なる流行ではなく、むしろ啓示そのものに根ざしていることの指摘にはなりえたと思う。つまり、聖書はいわゆる霊的貧しさを高く評価する一方、経済的困窮欠乏およびあらゆる類の抑圧を神の意志に反するスキャンダルと断罪し、また困窮したり抑圧されている隣人に対する態度が信仰の真偽を計るための尺度であると力説しているのである。

次に第二ヴァティカン公会議に出発点を置き、教導権の主要な声明文を紹介した(3)。もちろん、公会議以前の教導権が貧困や抑圧の問題に対して無関心であったとは言えない。<sup>184)</sup>しかし、問題の緊急性および世界的な広がりをもますます緊迫した調子で力説してきた点では、最近の教導権は明らかに新しい姿勢を示していると言えよう。したがって、第二ヴァティカン公会議を一つの分岐点とみなしてもおそらく間違いではなかろう。その際、増大しつつある第三世界の教会の影響は決して過小評価されるべきで

はない。それゆえ、1971年のシノドスおよび二つの中南米司教会議の文書に特別な注意を払った。

なお、本稿からも明らかになったとおり、新しい問題意識の覚醒に対してパウロ六世の貢献は特に大きい。教皇は低開発の問題について三つの重要な文書を公布したし、毎年、新年のメッセージの中で、またその他いろいろな機会に世界中の富める人々や国々に対して抜本的な改革や真の回心が緊急課題であることを訴えた。さらに、国連に赴いたり、また第三世界の国々を訪問した最初の教皇はパウロ六世であった。特にメデリン会議の開会式にみずから出席したこと、またその文書を承認したことは重要な意味をもつであろう。

同様にまた、ヨハネ・パウロ二世もプエブラ会議の開会式に出席し、多少の修正を加えながらも、<sup>185)</sup> その文書を承認した。本稿から明らかになったとおり、現教皇は前任者より強く、あらゆる社会構造に対する人格(persona)の優位を説き、また諸構造の変化よりは心の回心を訴えているのであるが、世界の貧しい人々や国々との連帯を全教会に求めている点では何の変化もない。事実、パウロ六世も特に晩年は個人的レベルでの自己反省や回心の必要性を強く訴えたし、教皇の次の勧告は今もなお有効であろう。

「ひとりひとりが、これまで何をしてきたか、また、今後何をすればよいか、と自分に問いかけるべきです。全般的な掟を人々の心に思い出させること、意向を述べること、不正を非難すること、預言者の口調で判決をくだすことだけでは十分ではありません。ひとりひとりが自分の責任をいっそう明らかに自覚し、具体的行動に移らなければ、これらすべては何の価値もありません。誰ひとりとして過失のない人はないこと、また、個人の回心がまず第一に要求されることに気づかなければ、現在の悪条件について他人を非難することは確かに簡単です。この謙虚な気持ちが第一に必要です。謙虚な態度こそ、対立や派閥争いをなくし、なすべきことの巨大さに驚いて落胆することのないようにします。」<sup>186)</sup>

貧しい人々や抑圧されている人々との連帯は以上のような精神に鼓舞されていないなら、傲慢な温情主義に終わってしまうであろう。

注

- 59) GS 4. 以下、指摘する記号以外のものについては、*Theologische Real-encyklopädie. Abkürzungsverzeichnis* (S. Schwerter), Berlin—New York 1976 参照。なお、直接に引用する邦訳をのみ、ここで指摘しておき、また、その都度括弧の中でそのページ数をあげる。
- CD            CONCILIIUM VATICANUM II, *Decretum de pastorali episcoporum munere in ecclesia*: COD 921—939.
- DM            JOANNES PAULUS PP II, *Litterae Encyclicae Dives in Misericordia*: AAS 72 (1980), 1177—1232.
- EN            PAULUS PP VI, *Adhortatio Apostolica Evangelii Nuntiandi*: AAS 68 (1976), 5—76. 富沢孝彦訳『福音宣教』(カトリック中央協議会宣教司教委員会発行・1977年)。
- GS            CONCILIIUM VATICANUM II, *Constitutio pastoralis de ecclesia in mundo huius temporis*: COD 1069—1135. 長江恵訳『現代世界憲章』(中央出版社・1967年)。
- Instructio    SACRED CONGREGATION FOR THE DOCTRINE OF THE FAITH, *Instruction on Certain Aspects of the “Theology of Liberation”*: L’Osservatore Romano. Weekly Edition in English N.37 (851), 10. September 1984, pp. 1—4. 原稿作成の時点では公式の文書はまだ届いていないので、この英文を用いる。
- Iustitia        Documenta Synodi Episcoporum II: *De Iustitia in Mundo*: AAS 63 (1971), 923—942. 『世界の正義』一九七一年シノドス文書(中央出版社・1974年)。
- LE            JOANNES PAULUS PP II, *Litterae Encyclicae Laborem Exercens*: AAS 73 (1981), 577—647. 沢田和夫訳『働くことについて』(カトリック中央協議会発行・1982年)。
- LGL            CONCILIIUM VATICANUM II, *Constitutio dogmatica de ecclesia*: COD 849—898. 日本司教団秘書局訳『教会憲章』(中央出版社・1967年)。
- Medellin      *Segunda conferencia general del episcopado latinoamericano*:

- La iglesia en la actual transformación de América latina a la luz del concilio Vaticano II*, Bogota 1968.
- OA PAULUS PP VI, Epistola Apostolica *Octogesima Adveniens* : AAS 63 (1971), 401–441. 浜寛五郎訳『オクトジエジマ・アドヴェニエンス』(中央出版社・1975年)。
- PP PAULUS PP VI, Litterae Encyclicae *Populorum Progressio* : AAS 59 (1967), 257–299. 上智大学神学部訳『ポプロールム・プログレシオー諸民族の進歩推進について』(中央出版社・1967年)。
- Puebla *III conferencia general del episcopado latinoamericano : La evangelización en el presente y en el futuro de América latina*, Mexico 1980.
- RH JOANNES PAULUS PP II, Litterae Encyclicae *Redemptor Hominis* : AAS 71 (1979), 257–324. 里脇浅次郎訳『レデンプトル・オミニス』(カトリック中央協議会発行・1983年第4刷発行)。
- 60) 一般的行動については、E. DUSSEL, *Theologien der "Peripherie" und des "Zentrums" : Begegnung oder Konfrontation?* Conc (E) 20 (1984), 77–85; G. EVERS, *Theologie zwischen Erster und Dritter Welt. Situationsbeschreibung einer neuen Entwicklung* : HerKorr 38 (1984), 175–180 参照。
- 61) G. GUTIÉRREZ, *Teología de la liberación, Perspectivas*, Lima 1971 (Salamanca<sup>2</sup>1972) は最初の研究であり、いまや古典となっている。「解放の神学」一般の背景および展開については、P. E. BERRYMAN, *Latin American Liberation Theology* : TS 34 (1973), 357–395; J. M. BONINO, *Doing Theology in a Revolutionary Situation*, Philadelphia 1975; F. SCHÜSSLER FIORENZA, *Political Theology and Liberation Theology : An Inquiry into Their Fundamental Meaning* : Th. E. M. McFADDEN (ed.), *Liberation, Freedom and Revolution*, New York 1975, 3–29; H. SCHÖPFER, *Lateinamerikanische Befreiungstheologie*, Stuttgart 1979; N. GREINACHER, *Die Kirche der Armen. Zur Theologie der Befreiung*, München 1980; H. ZWIEFELHOVER, *Gelebter Glaube in Lateinamerika* : HerKorr 36 (1982), 389–393 参照。批判的見解としては、B. KLOPPENBURG, *Temptations for a Theology of Liberation*, Chicago 1974; H. LEPARGNEUR, *Théologies de la libération et théologie tout court* : NRT 98 (1976), 109–125; F. HENGSBACH/A. L. TRUJILLO (ed.), *Utopie der Befreiung*, Aschaffenburg 1976; id., *Christlicher Glaube und gesellschaftliche Praxis*, Aschaffenburg 1978 参照。
- 62) この指示は教理聖省の長官 J. ラッツィンガー 枢機卿によって、1984年8月6日付で署名されたものであり、教皇ヨハネ・パウロ2世はその公布を命じた。なお、具体的背景については、U. RUH, *Der Streit um die Befreiungstheologie* : HerKorr

- 38 (1984), 251–252 参照。
- 63) Instructio VII–X.
- 64) Instructio III, 2.4; IV, 1.
- 65) Instructio, introd.; V, 1; VI, 5; IX, 9; XI, 1–2.
- 66) Instructio I, 5–9; VII, 12.
- 67) Instructio IV, 2–13; V, 4–5; XI 5. 13. 18.
- 68) Instructio V, 7.
- 69) Instructio VI, 5.
- 70) Instructio IX, 9. 同公会議の社会教説については、F. KLÜBER, *Katholische Soziallehre*. (1. Bd.) *Geschichte und System*, Osnabrück 1968, 450–568; R. CHARLES/D. MACHAREN, *The Social Teaching of Vatican II. Its Origin and Development*, San Francisco 1982 参照。その後の発展を概括するものとしては、J. GREMILLION, *The Gospel of Peace and Justice. Catholic Social Teaching since Pope John*, New York 1975, 3–138; T. MIFSUD, *Die Entwicklung einer Ethik der Befreiung in den kirchlichen Dokumenten seit dem Zweiten Vatikanum*: Conc (E) 20 (1984), 127–132 参照。
- 71) GS 1 (五頁)。
- 72) LG 8 (一五～一六頁)。聖書引用の出所の示し方を本稿のそれと統一化した。
- 73) LG 23; CD 13.
- 74) GS 27 (四三頁)。
- 75) GS 69 (一一四頁)。この原理については、F. KLÜBER, op. cit. 547–548. 588; J. GREMILLION, op. cit. 34–35 参照。
- 76) GS 69=Decretum Gratianum c. 12. dist. 86: “pasce fame morientem, quia si non pavisti occidisti.” (A. FRIEDBERG, *Corpus Iuris Canonici*, Leipzig 1879, 302). 同様にまた、PL 54, 491; PL 56, 1132.
- 77) GS 88.
- 78) PP 74 (七七頁)。
- 79) OA 23 (四五～四六頁)。
- 80) OA 42.
- 81) RH 16; DM 3.
- 82) DM 12. 14.
- 83) AAS 71 (1979), 208.
- 84) Ibid. 220.
- 85) AAS 72 (1980), 956–957 (cf. ibid. 868).
- 86) Ibid. 891.
- 87) Medellin II, 20. 22; XIV, 5. 7–11. メデリン会議一般については、P. E.

- BERRYMAN, op. cit. 358-364 参照。
- 88) Puebla 12. 190-196. 270. 327. 382. 733-735. 1128-1165. 1217. 1268. 1289. 文書の注解書としては、C. BOFF, *Introdução à leitura das Conclusões de Puebla*, Petropolis 1979 参照。またメデリン会議以来の歩みについては、P. LERNOUX, *The Long Path to Puebla*: J. EAGLESON/P. DRURY (ed.), *Puebla and Beyond. Documentation and Commentary*, New York 1979, 3-27 参照。本会議の進行については M. SANDOVAL, *Report from the Conference*: ibid. 28-43; G. BURCHARDT, "Puebla ist erst ein Anfang!" *Lateinamerikas Weg der "befreienden Evangelisierung"*: *HerKorr* 33 (1979), 214-220 参照。
- 89) Puebla 8. 29. 31-39. 267-268.
- 90) Puebla 87-89.
- 91) PP 3 (三頁)。同様にまた、OA 5. これについては、F. KLÜBER, op. cit. 568-569. 597-599 参照。
- 92) LE 2 (一四頁)。
- 93) GS 4. 9. これについては、F. KLÜBER, op. cit. 458. 475-479. 520-523; R. CHARLES/D. MACHAREN, op. cit. 333-350; J. GREMILLION, op. cit. 17. 35-37 参照。
- 94) GS 63 (一〇七頁)。
- 95) GS 29 (四六頁)。
- 96) GS 26 (四二頁)。
- 97) GS 12-18. 22.
- 98) GS 26: "...rerum ordinatio ordini personarum subiicenda est et non e converso." (四三頁参照)。
- 99) GS 9. 31. 63. 68. これについては、F. KLÜBER, op. cit. 476-477. 568-616 参照。
- 100) AAS 58 (1967), 27.
- 101) PP 29-31. 44. 55. 80.
- 102) PP 66 (七一頁)。
- 103) PP 12-13. 43-44.
- 104) PP 45. 47. 61. これについては、拙論「貧しい人々との連帯—カトリック教会における新しい問題意識の覚醒」『南山神学』(6号・1983年)31~33、43~44 頁参照。
- 105) PP 57 (六三頁)。
- 106) PP 59.
- 107) これについては、F. KLÜBER, op. cit. 606-609 参照。
- 108) OA 19 (四〇頁)。
- 109) OA 6.
- 110) *Iustitia, proem.* (五~七頁)。



- 111) Iustitia 1 (九頁)。
- 112) Iustitia 1 (一一頁)。
- 113) Iustitia 1 (一六～一七頁)。
- 114) Iustitia 3 (三六～三七頁)。
- 115) Iustitia 3 (三九頁)。
- 116) *Zwischen Ortskirche und Weltkirche. Die Vollversammlung der römischen Bischofssynode* : HerKorr 28 (1974), 591–597. 649–656 ; E. PIRONIO, *Relación sobre la evangelización del mundo de este tiempo en América Latina* : Medellín (1975), 107–115.
- 117) HerKorr 28 (1974), 625 の独訳による引用。
- 118) RH 16. 同様にまた、DM 11.
- 119) LE 17 (六七頁)。
- 120) 全体については、LE 2. 16–18. 問題提起として、Th. DAMS, *Ausländische Privatinvestitionen in Entwicklungsländern. Eine Herausforderung auch für christliche Kirchen* : HerKorr 35 (1981), 566–571 参照。
- 121) LE 1. 同様にまた、LE 8.
- 122) Medellín II, 8–10. 社会学的・経済学的背景については、O. SUNKEL/P. PAZ, *El subdesarrollo latinoamericano y la teoría del desarrollo*, México 1970 ; G. GUTIÉRREZ, op. cit. 118–133 ; D. GOULET, *The Cruel Choice. A New Concept in the Theory of Development*, New York 1971 参照。
- 123) Medellín II, 30.
- 124) Puebla 30. 66. 470–471. 1260. 1264. 1267.
- 125) Puebla 87–89. 1135.
- 126) Puebla 1279.
- 127) Puebla 1268.
- 128) Puebla 79. 146. 1135–1139.
- 129) Puebla 90. 275.
- 130) Instructio IV, 6.
- 131) Instructio X, 5.
- 132) GS 36 (五五頁)。
- 133) GS 42 (六五～六六頁)。
- 134) GS 76 (一二七頁)。
- 135) GS 3 (七頁)。
- 136) GS 39 (五九頁)。
- 137) GS 43 (六二～六三頁)。
- 138) PP 13 「教会は、すでにこの世にも天の国を打ち立てるために設けられたのであ

り、地上の政権を手に入れるために設けられたのではありません。それゆえ、教会は、教権と俗権が区別されており、それぞれの領域で最高の権能を有していることをはっきりと認めています。しかしながら、教会も歴史のうちに生きるものですから、『時のしるしを探究して、福音の光のもとにそれを解明する』使命をもっています。それで、教会は、人びとの良き望みを共に望み、またその望みがしばしば裏切られることを見て心を痛めながら、かれらがじゅうぶんな進歩を遂げるように助けたいと望んでいます。このようなわけで、教会は自分だけがもっている固有のもの、あの総括的な人間観を人びとに示すのであります。』

- 139) *Iustitia, proem.*: “*Actio pro iustitia et participatio transformationis mundi plene nobis apparent tamquam ratio constitutiva praedicationis Evangelii, missionis nempe Ecclesiae circa generis humani redemptionem et liberationem ab omni statu oppressionis.*” 後述の理由により、邦訳（七頁）に満足できないがゆえに、ここに原文を写した。さらに、問題となった表現をイタリクスにした。
- 140) これについては、R. LAURENTIN, *Réorientation de l'Église après le troisième Synode*, Paris 1972, 特に、167—173; D. HOLLENBACH, *Claims in Conflict: Retrieving and Renewing the Catholic Human Rights Tradition*, New York 1979, 特に、300—309; B. KLOPPENBURG, *Christian Salvation and Human Progress*, Chicago 1979, 特に、40—57; V. COSMAO, *Changer le monde*: NRTh 101 (1979), 24—28; C.M. MURPHY, *Action for Justice as Constitutive of the Preaching of the Gospel: What did the 1971 Synod Mean?* TS 44 (1983), 298—311 参照。
- 141) 邦訳はまだ「戦い」となっており（七頁）、原案の起草者 V. コスマオもシノドスの後、10 年間もなお、*le combat* として、最終決議文書を引用している。V. COSMAO, *Changer le monde. Une tâche pour l'Église*, Paris 1980, 12. 104—105.
- 142) C. M. MURPHY, op. cit. 300 の中で指摘されるように、この表現は「福音を単なる人間的企画と純粹現世的目的に還元しようとする危険をさしている。」
- 143) 翻訳上の相違の比較は、C. M. MURPHY, op. cit. 301 にある。邦訳はさらに強く「本質的構成要素」としており、それゆえまた、当然、文章の後半はこうなっている。「換言すれば、人類の救いと、人びとをあらゆる抑圧された状況から解放するための教会の使命を果たすことが、正義を実現し、世界を改革することだといえる。」
- 144) R. TORELLA CASCANTE, *Evangelization of the Modern World: Contributions of the Pontifical Commission Justice and Peace to the Synod of 1974*(Archives of the Commission), Vatican City (February) 1974, 1.
- 145) V. COSMAO, *Tâche pour l'Église*, op. cit. 104—105.
- 146) C. M. MURPHY, op. cit. 301 によると、教皇は文書全体には何回も言及しながら

も、問題の文章を一度も引用したことはない。おな、後述するように、後任者の場合は、その限りではない。

- 147) ASS 66 (1974), 562.
- 148) HerKorr 28 (1974), 654–655.
- 149) Ibid. 623.
- 150) これについては、F. SCHÜSSLER FIORENZA, *The Church's Religious Identity and its Social and Political Mission*: TS 43 (1982), 205–207; C. M. MURPHY, *op. cit.* 305–306 参照。
- 151) EN 26–28.
- 152) EN 29 (四三頁)。
- 153) EN 31. 33.
- 154) EN 34 (四七頁)。
- 155) EN 35–36. 同様にまた、OA 45.
- 156) PP 32. 50–52. 54. 61.
- 157) OA 43.
- 158) EN 32 (四六頁)。
- 159) EN 35 (四八頁)。
- 160) EN 30 (四四頁)。
- 161) EN 28. 38.
- 162) 全体については、RH 9–10. 13–14. 17–18. 両教皇間の連続性の問題については、E. W. BÖCKENFÖRDE, *Das neue politische Engagement der Kirche: Zur 'politischen Theologie' Johannes Pauls II*: StdZ 198 (1980), 219–234; J. B. BENESTAD, *The Political Vision of Pope John Paul II: Justice through Faith and Culture*: Communio 8 (1981), 3–19; F. SCHÜSSLER FIORENZA, *Identity*, *op. cit.* 206–208 参照。
- 163) 不連続性を極端に強調するものとして、J. GIERS, *Der Weg der Kirche ist der Mensch: Sozialtheologische Aspekte der Enzyklika 'Redemptor hominis' Papst Johannes Pauls II*: MTZ 30 (1979), 278–292 参照。
- 164) RH 16 (六六頁)。
- 165) RH 13–14; LE 6. 同様にまた、AAS 71 (1979), 199.
- 166) AAS 71 (1979), 199.
- 167) AAS 72 (1980), 889–890.
- 168) LE 1 (一一頁)。
- 169) ASS 71 (1979), 174.
- 170) Medellin I, 5.
- 171) Medellin II, 16.

- 172) Medellin II, 18.
- 173) Medellin I, 23 ; II, 20. 22 ; XIV, 5. 7-11.
- 174) Medellin I, 3.
- 175) Medellin XIV, 17.
- 176) Puebla 1221. 16. 30. 362. 436. 438. 1155.
- 177) Puebla 125. 520. 1216.
- 178) Puebla 521-530.
- 179) Puebla 267. 1213. 1268-1282.
- 180) Puebla 28. 70. 73. 186. 281. 328-330. 438. 487. 517. 1032. 1269.
- 181) Puebla 238-329.
- 182) Puebla 141. 321. 475. 480. 696. 895.
- 183) Puebla 1305.
- 184) これについては、F. KLÜBER, op. cit. 269-450 参照。教父時代以来の膨大な資料をまとめた研究としては、G. RATZINGER, *Geschichte der Kirchlichen Armenpflege*, Freiburg <sup>2</sup>1894 は、まだ大いに参考に値しよう。この問題についてはさらに、F. KLÜBER, op. cit. 35-172 ; F. SCHÜSSLER FIORENZA, *Identity*, op. cit. 222-225 参照。
- 185) G. BURCHARDT, *Was Rom änderte. Zur Revision des "Puebla Dokuments"* : HerKorr 34 (1980), 91-95.
- 186) OA 48 (八四頁)。

## SOLIDARITY WITH THE POOR

Evolving of a New Problem Consciousness in the Catholic Church

Hans Jürgen MARX

The present article is the second and final installment of an attempted survey showing the biblical roots and practical applications of the Church's newly proclaimed solidarity with the poor and oppressed. This final installment focuses on the teachings of the Magisterium since Vatican II.

First, it is shown that the so called "preferential option for the poor" much stressed now in Latin America—goes back to rather clear cut statements by Vatican II which had been taken up and elaborated by pope Paul VI. The present pope John Paul II, while insisting that this option must not be exclusive, still understands his own mission in terms of being the "voice of the voiceless" and the untiring defender of their dignity and rights.

Secondly, attention is drawn to the fact that the social teaching of the Magisterium has shifted from the traditional emphasis on justice for the working classes in industrialized societies of the First World to a wholly new emphasis on justice and compassion for the underdeveloped countries of the Third World and its huge masses of destitutes. As Paul VI had stressed for the first time in 1967, "the social question has become world wide." This theme had been taken up by the Bishops' Synod in 1971 and 1974. It has been stressed over and over again also by the present pope. One senses here the rapidly increasing influence of the Church of the Third World. Therefore, the present article pays special attention to the documents of the Latin American Episcopal Conference first in Medellin (1968) and then in Puebla (1979).

Finally, the most important magisterial statements concerning the specific mission of the Church in today's world are discussed. Even though Vatican II and especially subsequent papal statements much stress the proper religious and spiritual dimension of the Church's mission, they all refuse to let the

Church be limited to this dimension alone. Accordingly the mission of the Church and her evangelizing effort is taken to be primarily religious and spiritual, with action for justice and a better world order deriving directly from this very mission. Therefore the Magisterium stresses both, the need for structural changes as well as the urgency of a sincere conversion of people's heart and mind.

Although the content of magisterial statements since Vatican II has remained basically the same, still one senses a growing urgency and a more explicit demand for a Church-wide involvement in solidarity with the poor and oppressed of today's world.